

利用におけるお願いごと

放課後児童育成クラブの利用申込を行なうに当たり、利用決定を受けた場合は、関係法令、宇多津町放課後児童育成クラブ条例及び同条例施行規則並びに下記の事項を遵守することをお約束ください。

記

- 1 利用予定日に欠席する場合、又は勤務等の都合により延長保育を希望する場合は、指定された時間内に育成クラブ支援員に連絡すること。
- 2 利用児童の迎えは、時間厳守の上、保護者等同居家族の責任において行なうこと。また、勤務等の都合により、やむを得ず保護者等同居家族以外の者が迎えにくるときは、必ず事前に支援員にその旨連絡するとともに、その身分を証明できるものを携行させること。
- 3 感染症（インフルエンザ・百日咳・はしかなど）の疾患により、感染拡大のおそれがある場合。また、衛生面において、他の児童へ悪影響を及ぼすおそれがある場合。いずれにおいても、事態が改善するまで育成クラブの利用は欠席すること。
- 4 利用児童の容態が急変したり、集団生活が厳しく困難になったりした旨の連絡を支援員等から受けたときは、至急育成クラブに迎えに出向くこと。
- 5 年度途中において、転職・離職・休職などにより、就労状況が変更する場合は、その旨を必ず育成クラブの支援員へ伝えること。
- 6 保護者の就労状況などにより、在宅になる期間においては、育成クラブを欠席若しくは退会し、自宅へ下校させる事。
- 7 宇多津町放課後児童育成クラブ条例第5条の各号のいずれかに該当した場合、育成クラブ利用の取り消しを承諾すること。

* 条例5条の抜粋

- (1) 児童が要件に該当しなくなったとき
- (2) 正当な理由がなく保育料を滞納したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により、利用の承認を受けたとき
- (4) 児童又はその保護者等が感染症等の疾病に罹患し、他の児童に感染させるおそれがあるとき
- (5) その他教育委員会が育成クラブの管理運営上支障があると認めるとき

宇多津町では、子育て支援サービスを充実させ、住民の皆さまに住み続けたいと思ってもらえる町にしたいと考えています。お気づきの点や、ご不安なことなどありましたら、お気軽にご相談ください。

宇多津町教育委員会